

瀬戸市告示第40号

平成28年瀬戸市告示第42号（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項及び同法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項に規定する同法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として市長が定める件）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月24日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前
<p><u>瀬戸市手数料徴収条例別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項及び同法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項に規定する同法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関及び当該基準に適合することを証する書類として市長が定める件</u></p>		<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項及び同法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項に規定する同法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として市長が定める件</p>
<p>1 市長が定める機関</p>		
申請の区分	市長が定める機関	
<p><u>一戸建て住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）に係る申請</u></p>	<p><u>登録住宅性能評価機関</u></p>	

<p>共同住宅等に係る申請 <u>(瀬戸市手数料徴収条例(平成12年瀬戸市条例第12号。以下「条例」という。)</u>別表備考第9項第2号又は第12項第2号の規定の適用を受ける申請を除く。)</p>	<p>登録住宅性能評価 <u>機関</u></p>
<p>共同住宅等に係る申請 <u>(条例別表備考第9項第2号又は第12項第2号の規定の適用を受ける申請に限る。)</u></p>	<p>住宅部分にあつては登録住宅性能評価機関、非住宅部分にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関</p>
<p>その他の申請</p>	<p>登録建築物エネルギー消費性能判定 <u>機関</u></p>

備考

登録住宅性能評価機関とは住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関を、共同住宅等とは共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅を、登録建築物エネルギー消費性能判定機関とは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。

2 法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(建築物全体に係る申請については、建築物全体に係る評価に係るものに限る。)(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に規定す
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(建築物全体に係る申請については、建築物全体に係る評価に係るものに限る。)(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に規定す

<p>1 3 4 6 号) に規定する断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 5 (法の施行の際現に存する建築物については、同告示に規定する一次エネルギー消費量等級 4 又は 5) が表示されているものに限る。) の写し</p>	<p>る断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 5 (法の施行の際現に存する建築物については、同告示に規定する一次エネルギー消費量等級 4 又は 5) が表示されているものに限る。) の写し</p>
<p><u>(2) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー表示制度に基づく評価書 (建築物全体に係る申請については、建築物全体に係る評価に係るものに限る。) の写し</u></p>	